

平成29年度 八戸市知的財産権対策支援事業
国内特許等出願費補助金

公 募 要 領

—国内特許等の出願を行う中小企業者等に経費の一部を助成します—
—弁理士による無料特許相談を受けることができます—

株式会社八戸インテリジェントプラザでは、八戸市の委託を受け、国内特許出願等を行う八戸市内の中小企業者に対して、知的財産権の保護と新製品や新商品の開発により、戦略的に知的財産を活用し、産業の活性化を図る目的で、経費の一部を助成します。

1. 補助対象者

次の全てに該当する中小企業者等

- ① 市内に本社機能を有する中小企業者、個人事業者またはそれらで構成される共同体
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 反社会勢力に関わっていないこと

2. 補助対象事業

補助対象者が新製品または新技術に係る特許等を出願する事業であり、特許法に基づく国内の特許出願および実用新案法に基づく国内の実用新案登録出願を対象とし、①～③の要件を満たすこと

- ① 平成30年2月15日までに特許庁への出願および経費の支払いが完了するもの
- ② 特許等の出願に係る外部の専門家による先行調査またはその評価を経ているもの
- ③ 特許等を活用する今後の事業計画を有するもの

3. 補助対象経費

- ① 出願に必要な特許庁手数料
- ② 出願に必要な弁理士経費

4. 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数切捨て）で上限額は以下のとおり

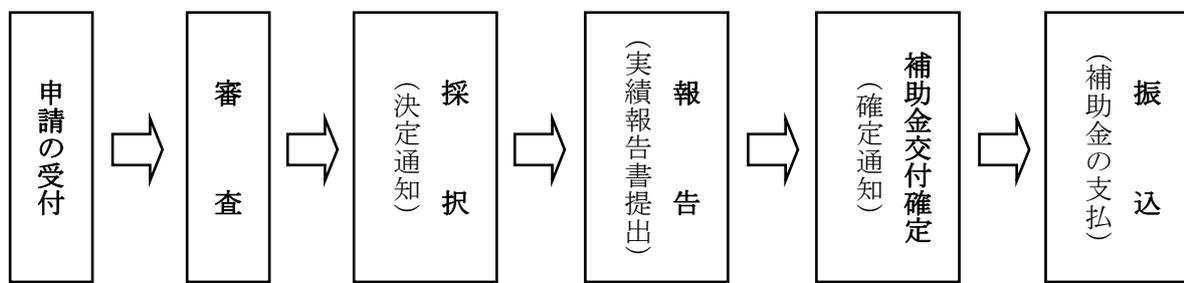
- ① 特許出願 上限15万円
- ② 実用新案登録出願 上限10万円

5. 申請手続き等の概要

- ① 提出書類
 - ・ 交付申請書（第1号様式）
 - ・ 対象経費の見積書等の写し
 - ・ 直近2箇年の収支決算書（個人事業者の場合は、確定申告書）

- ・会社概要、パンフレット等
 - ・先行技術等の調査結果が確認できるもの
 - ・納税状況確認のための同意書
 - ・共同出願の場合は、経費負担および権利の持分負担率について規定した覚書等の写し
 - ・その他、八戸インテリジェントプラザが必要と認める書類
- ② 採択の決定
書面審査で採択を決定します。※申請内容に関してヒアリングを行うことがあります。
- ③ 通知
採択または不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。

国内特許等出願費補助金の流れ



6. 補助金申請受付先および問合せ先

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号

株式会社八戸インテリジェントプラザ 担当：林崎

TEL 0178-21-2111 FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp/>

- 特許無料相談
発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。
申し込みは、お電話で。
⇒ 時間は原則として30分以内です。なお、録音、録画はお断りしております。
- 特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせください。